

## 第1回 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会 議事要旨

日 時：平成23年2月24日(木) 15:00~17:00

場 所：明石市役所8階 806会議室CD

出席委員：田端会長、弘本副会長、武久委員、池内委員、中谷委員、桑原委員、山本委員、  
西野委員、森川委員、海士委員、岩濱委員

### 1. 北口市長あいさつ

この度は、皆様、お忙しい中、明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会の委員を快くお引き受けいただき、心から感謝を申し上げます。

ご承知のとおり、明石市におきましては、すでに自治基本条例を制定し、また、市民参画条例をこの3月議会に上程しますが、各小学校区を中心、地域において地域住民、市民の皆様に地域づくりにどのように励んでいただけるのかというルール作りをする、この協働のまちづくり推進条例も、その骨格をなす、また具体性を持たせるために大変重要な条例となっています。これまで多くの先生方、あるいは学識者、そして各代表の皆様、それぞれの条例について、時間をかけ、労力をかけて議論をいただいていた、その実施にあたっての集大成がまさにこの場になろうと考えますので、まちづくり推進条例のみならず、体系化の中ですべてにおいて影響を及ぼす大変重要なものであることを強く認識していただき、積極的に、忌憚のないご意見の反映を心から期待をします。

また、どのくらいの時間をかけて、どのようにまとめていくのかということにつきましても、急ぐばかりではなく、しかし、いたずらにいつまでもということにもならないようにと考えますので、議論の広がりや期限についても、この委員会に裁量のある程度お預けすることも考えていると事務局から聞いておりますし、私も、ご意見を賜りながら、いつまでにまとめるかということと一緒に考えてほしいと指示しております。この点についても、お考えいただきたいと思っております。

私の個人的な考えですが、今、世界のニュースが本当に私たちの地域社会、市民社会にまで様々な影響を及ぼすようになりました。例えば、中東の情勢を見る時に、いかに情報が、長年、独裁的に権力を持って社会のシステムを思うが儘にした人たちのその権力すらも揺るがすことになるのか、民主化が進んでいく前提として、やはり情報の共有が非常に大きいことを感じるわけです。

この私たちの社会も、先の大戦から東西の冷戦構造を経て、すでに世界は一つになり、市場が一つになりつつある中で、20数年を経ています。しかしながら、私たちの社会の変革がその要請に応えられないでいます。生みの苦しみと言いますが、なかなか世界の動き、あるいは社会の力関係の構造の変化に追いつけないでいる社会というものがああります。

それは国と地方の関係を考えた時も同じですし、あるいは、官と民を考えた時も同じですが、何よりも行政と市民の関係を考えた時に、もう一步踏み込んで、行政は行政としての役割を果たしながら、市民は自律的に自らの地域を考え、また課題を捉えて、次の姿をしっかりと描いていけるような、市民が主体、地域が主体である自律的な地域社会をつくり上げることが、今求められているのであろうと考えるわけです。

過去においては、要望を行政に次々とぶつけて、それを「できる」か「できない」かの峻別も含めて行政に任せきりだったという面が住民の皆様の中にもあって、それで上手くいっていた時代もあったと思います。しかし、これからは選択と集中という言葉、行政のみならず、市民の中にも、地域の中にも根差させて、取捨選択をしながら、必要なことに効率的に人やお金をかけていく、その意思決定に住民自らが主体的な関わり持つことが求められると考えています。

全国に先駆けて具体性のある体系をつくり、市民参画を実現したいという高い理念が我々のこの取り組みの中にあるという自負を持って、素晴らしいものを築いていただきますよう、心からお願いしたいと思います。

そして、併せて、皆様は地域、市民の代表者ですので、それぞれ地域のリーダーとして、計画の立案のみならず、その実施の段階でもリーダーシップを十分に発揮いただくことを心からご期待申し上げます。これほど大きなことを言いながら、私は4月をもって市長を終了することを表明しており、最後の段階でこのようにお願いすることは口はばったいのですが、明石市が良くなるために考えてきた一人の人間としても、本当により良くなるために、皆様に重ねてお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

## **2. 委嘱状交付**

北口市長より、各委員へ委嘱状を交付。

## **3. 自己紹介**

### **●会長あいさつ**

(会長)：本日は第1回ということで、後程、皆様に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

思えば、一昨日、ニュージーランドで地震が発生しましたが、わが国の協働の考え、まちづくりの考え方は、16年前に阪神・淡路大震災の被害の中で生まれました。そういう意味で考えますと、ニュージーランドの地震の報道を見るにつけ、16年前も報道がある度に犠牲者の数が増え、被害の数が大きくなったことを思い出して、今の日本のまちづくりと当時のまちづくりとの違いを感じています。

先程、市長も「グローバリゼーションの中でまだまだ充分に対応できていないところがある」と言われましたが、16年前、まさにグローバリゼーションが始まって数年経った、そういう時代から、少なくとも協働の面に関しては兵庫県が先端を走ってきました。その中でも、明石市はさらにその上を行っていたと考えていますので、市長は「高い自負を持って」と言われましたが、まさにそうした誇りと自負を持ってご議論いただければと思います。

### **●委員自己紹介**

### **●事務局自己紹介**

#### **4. 会議の運営方針について**

(会長)：本日は第1回ですので、まず、会議の進め方について確認をしたいと思います。先程、市長からも会議の進め方も含めてこの会議で検討してほしいというお話があり、委嘱状に任期を決めていないのも、こちらに考えるようにというお考えだと思います。したがって、委員の皆様と運営の仕方についての共通理解が必要だと考えています。

これについては、資料の中に運営に関する指針を事務局からご提案いただいていますので、まず、事務局の方からご説明いただいて、皆様のご意見を伺いたいと思います。それでは、事務局にお願いいたします。

(事務局)：「審議会等の設置及び運営に関する指針」の説明。

(会長)：「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づいて、事務局側からこの委員会の進め方の提案がありました。原則公開にすることを踏まえた提案でしたが、これについてご意見、ご質問はございませんか。(意見なし)

私の方から一つお願いなのですが、委員の皆様は会を代表するお立場でもありますので、この委員会で会を代表して発言されるケースと、個人として発言されるケースがあるのではないかと思います。そこで、特に、公開となった場合、会を代表して発言することによって会に不利益を与える場合等は「個人の意見です」と断りを述べてから発言していただくということによろしいでしょうか。(委員より了承の発言あり)

事務局も、議事録作成の時に注意していただきたいと思います。会を代表される方の場合、せっかく良い意見を持たれていても、会のことを考えて「了承を得ないまま発言するのはどうか」と考えて発言しづらいところもあると思いますので、そういう場合は「個人としては」と一言ご発言いただいて、場合によっては議事録を確認する際にその点を注意していただくよう、お願いしたいと思います。そうしなければ良い意見が出てこないことも想定されますので、事務局にもご配慮をお願いします。(事務局より了解の発言あり)

委員の皆様は、同時に市民の代表でもあるという位置づけで考えておりますので、会の代表だけではない立場でもご発言いただきたいと思います。よろしくごお願いいたします。

それでは、他にご質問等がなければ、先に進めたいと思います。

#### **5. 明石市自治基本条例について**

(会長)：本日は初回ですので、協働のまちづくりについて、議論の前提となる位置づけ等を整理したいと思います。市長のお話にもありましたように、自治基本条例がありますので、それを踏まえて協働のまちづくり推進条例を完成させるという位置づけでもあります。したがって、協働のまちづくりについて、皆様方がそれぞれ持っているイメージもあると思いますが、検討委員会で考える協働のまちづくりとはどういうものなのか、先にその説明

をさせていただきたいと思います。

まず、協働のまちづくり推進条例を作成するに当たり、明石市自治基本条例を説明していただき、そこを基盤にしたいと思います。自治基本条例があって、そこに参画と協働があるという形で、まさに自治基本条例を生きたものにするためのものとなっていますので、そちらの方をまず理解していただきたいと思います。

それでは、明石市基本条例につきましては、総務課よりご説明をお願いします。

(総務課)：「明石市自治基本条例の概要」の説明。

(会長)：それでは、皆様からご質問等をお受けしたいと思います。自治基本条例の検討委員会の委員長をされた山下先生は行政法の専門家ですので問題はないと思いますが、「住民自治とは違う市民自治」というのがこの大きな柱です。つまり、選挙権を持った住民が投票によって意思表示を行うのが住民自治のあり方ですので、非常に上手く「市民」と「住民」という言葉を使い分けながら、法人格を持つ会社等、そういう人たちもまちづくりに関わることを市民自治として示しています。通常は参画条例で参画の対象を決めるのですが、明石市の場合はそれを自治基本条例で決めているという特徴があります。

もう一つの特徴は小学校区コミュニティ・センターで、小学校区を一つの単位にしている点が、大きな特徴ではないかと感じられます。そういうところも、明石市のこれまでのコミュニティ政策の一つの大きな進歩の集大成だろうと思われれます。

私はそのような見方をしていますが、皆様のご意見もいただきたいと思います。

(委員)：自治基本条例に関して、最初は私たちもいろいろなことを盛り込みたいと思っていましたが、制約がありますし、細かいことを盛り込んで後で動き難くなると考えて、このような大まかな形になり、それぞれで条例を作ることになりました。

本当にたくさんの市民の方からいろいろな意見をいただき、全部は集約し切れなかったという心残りではありますが、次の協働のまちづくり推進条例でできるだろうという期待を持って自治基本条例はまとめられたと思います。

(会長)：事務局からの説明と、自治基本条例に関わった思いが示されましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。順にご意見を伺いたいと思います。

(委員)：小学校区コミュニティ・センターはすでに動いていますが、その具体的な問題、悩みについて、自治基本条例を作られた時にどのように評価されたのか、成果としてあったのかどうか、無駄なものだったのか、それがこの中には書かれていません。また、部分的にいろいろと動いているところがありますので、その動きをどうするのか、それがもう少し見えると良いと思いますし、そのための今回の条例づくりなのかと思っています。

(会長)：ご質問がありましたので、小学校区コミュニティ・センターの評価や現状の動きについて、事務局よりお答えいただけますか。

(総務課)：自治基本条例を検討委員会の皆様にご検討いただく中でも、協働のまちづくりの部分、地域コミュニティの部分等、見えない部分があります。コミュニティ推進部は、平成 18 年に協働のまちづくりの提言をいただきましたが、その後に、自治基本条例の検討を始めたこともあり、自治基本条例検討委員会の中でも、歴史のあるコミュニティ・センターへの取り組みを踏まえた上で条例づくりを考えなければならないということで、「小学校区コミュニティ・センターを中心に」ということが協働のまちづくりの提言の中でも謳われていた部分がありました。したがって、基本的な提言の考え方や、当時の市のコミュニティ施策の考え方を踏まえて、自治基本条例の中でも進めていこうということでした。現状等については、コミュニティ推進室の方から答えさせていただきます。

(事務局)：平成 18 年に「協働のまちづくり推進に向けて」という提言を、市民の皆様のご参加によって作り上げていただきました。それに従い、平成 18 年度から、順次、小学校区コミュニティ・センターの充実として、開館時間の延長や所長の配置等々を行ってきました。その活動に関しましては、県民交流広場事業等も活用させていただき、市と県と地域が一体となってまちづくりを行ってきたと思っています。

その中で、校区によって進み具合の違いはありますが、概ね自治基本条例にも載っていますように、協働のまちづくり推進組織として、多岐にわたる団体が連携してまちづくりをしていくという流れがこの 5 年間で生まれてきたのではないかと思います。

ただ、5 年間動いてきた中でも、まだ暗中模索で、何をどこまで、どのように役割分担するのか、自治基本条例検討委員会の中でも結論が出ませんでした。そういう部分が明確にできていないので、進め方や評価に関しては、関わられた地域の方も市もそれぞれの立場でそれぞれの思いがあって、まだ定まっていないのではないかと考えています。

したがって、これから条例を検討していく中で、コミュニティ・センターを拠点に、どのように役割分担をしていくのかということをご検討いただければと思っています。よろしくお願いいたします。

(委員)：私も今まで基本条例を詳しくは見えていなかったのですが、第 19 条の小学校区コミュニティ・センターはどこを指しているのでしょうか。

(委員)：明石市の小学校を中心としたコミュニティ・センターで、多くのコミュニティ・センターは小学校の中にあると思いますが、別になっているコミュニティ・センターもあります。中学校区単位のコミュニティ・センターもありますが、今は中学校区単位のコミュニティ・センターは生涯学習になっています。小学校区単位はスポーツクラブ 21 を中心に活動していると思います。

(委員)：小学校区コミュニティ・センターは、小学校の中にあるという定めがあるのでしょうか。小学校の外にあっても良いのでしょうか。

(委員)：便宜上、経費的な問題も踏まえて小学校の中につくったのだらうと思いますが、小学校の中になくともありますので、外にあっても構わないと思います。

(事務局)：今のコミュニティ・センターの位置については、市の条例にコミュニティ・センターの設置条例があり、基本は小学校の中のコミュニティ・センターを指していますが、例外的に、小学校の外にコミュニティ・センターを設置しているところもあり、そこも小学校区コミュニティ・センターと位置づけています。学校の中であつたり、外であつたりするというのが現状です。

(委員)：コミュニティ・センターの中に小学校があると捉えて良いのでしょうか。そうでなければ、小学校の使用条件によっては、コミュニティ・センターを移動してほしいと言われた時に移動できるのかという権限移譲の問題があります。例えば、学童保育が学校から出られず、外に出したとしても学校の管理になっているところもあると聞いています。

教育委員会が学校を持っているわけではないというのはわかっていますが、学校内にあ  
る、コミュニティ・センターと学童とスポーツクラブ 21 の扱いは PTA でもいつも問題に  
なりますので、それを明らかにしなければならぬと思います。コミュニティ・センター  
も活動が活発になるにつれて活動場所が必要になりますし、スポーツクラブ 21 とは別で、  
学童保育も部屋が必要です。生徒が減るから教室が空くだろうと言われますが、子どもを  
持つ親の意見としては、教室を減らされると子どもたちの居場所がなくなってしまいま  
すし、学校内に立ち入り禁止の場所があるのはおかしいという、その流れも必要です。

コミュニティ・センターの中に学校があるのならば理解できますが、それ以外なら意味  
合いが違います。校区内にあるコミュニティ・センターというならわかりますが、学校内  
にあるコミュニティ・センターについては、権限移譲の問題を明確にしていきたいと思  
います。これは昔から言っていますので、何とかしていただきたいと思っています。  
「市民」の定義についてですが、パンフレットの中の「市民」と、条例の解説にある「市民」  
の定義がなぜずれているのか、教えていただきたいと思っています。

(会長)：一つは、コミュニティ・センターの位置づけの問題を指摘されたと思います。学校教育の  
場に置いていながら、どれだけ権限があるのか、これは教育委員会部局と市長部局との問  
題もあるので難しかったと思います。ただ、第 19 条で協働のまちづくり拠点と位置づけ  
られている以上は、何らかの形で考えていかなければならない部分だと思っています。もち  
ろん、この委員会の中で考えれば良いことでもあります。今の段階での市における位置づ  
けを教えていただきたいと思っています。

2 点目の「市民」については、どのページでしょうか。

(委員)：(パンフレットと)資料 5-1 の P6 の第 7 条の解説に書かれている内容が若干ずれているので、  
教えていただきたいと思っています。

(事務局)：コミュニティ・センターの中に学校があるのか、学校の中にコミュニティ・センターが  
あるのかと言われると難しい問題ですが、明石市はもともと学校を地域に開放して、地域  
で見守る学校という視点もあつたと思います。それから、学校施設を地域で有効に使うと  
いう考え方もあつて、小学校の中にコミュニティ・センターを開設するという歴史的な経

緯もあったと思います。

ただ、敷地的には学校の中にコミュニティ・センターがあるのは間違いのない事実であり、間違っても、コミュニティ・センターの中に学校があるということではないと思います。

しかし、実際に運用していく中で、コミュニティ・センターと学校とどちらの中にあるのかということではなくて、一緒に横に並んで連携して、地域の核として展開していきたいと考えています。

(総務課)：「市民」の定義については、パンフレットにありますように、自治基本条例の中ではできるだけ幅広く捉えようと考えています。いわゆる住所を有する住民だけではなく、市内で働く、学ぶ、あるいは事業を営む者についても、まちづくりという括りであれば、幅広く参加していただくという趣旨ですので、「市民」の定義は幅広く捉えています。

資料5-1のP6の解説の一つ目の段落は、「市民」の定義の中では事業者等も含んでいると示しています。ただ、第7条で「事業者等の権利及び役割」を定めており、その前の第5条、第6条に「市民の権利」や「役割」の規定があります。「市民」の中に事業者も入っているのだから、「事業者等の権利及び役割」も「市民の権利」や「役割」に含まれているのではないかと考えられるかもしれませんが、敢えて、事業者等については役割を担っていただきたいという思いから、特に取り出して、第7条で「事業者等の権利及び役割」を定めており、それを解説の2段目では述べています。

つまり、「市民」の定義としては、事業者も含んだ形で考えていますが、「事業者等の権利及び役割」は敢えて取り出して訴えたいということから、第7条で規定をさせていただいたと思います。

(委員)：明石市の基本条例であり、明石市「市民」ですね。よろしく願いいたします。

(会長)：意図はお分かりいただけたと思います。1点目のご意見は大きな問題で、学校の校長先生に伺うと、「教育で精一杯なのに、これ以上、市民活動まで小学校に課すのか」という本音も聞かれます。その一方で、小学校が地域の重要な拠点であることは理解されていますが、それでも、先生方にこれ以上は負担させられないという本音もあります。

例えば、私の大学ではスクールソーシャルワークを研究していますが、これはソーシャルワーカーが地域を拠点として、生徒やその家族を支援する役割を担うものです。それは学校を拠点として地域と関わりながら作っていくもので、そういう役割をする人がいれば、コミュニティ・センターを上手く使うことができると思います。学校の先生方は教育で精一杯で、できるだけ生徒と相對したいので、そこまでなかなかできないという問題もあると思います。

このように、いろいろな問題を含んでいますが、先程、事務局が答えられた、学校を地域の拠点として開放するという点に関しては、恐らく大きな反対はないと思いますので、どのようにして具体的に運営するかというところについては、またいろいろとご意見をいただきながら考えていければと思います。よろしく願いいたします。

(委員)：私は、約2年間行われた自治基本条例検討委員会を傍聴しましたが、会議の度に意見が堂々

巡りしながら、段々と訂正されていきました。先程、言われたように、あまり細かいところまで押さえてしまうと、進め難いのではないかとということで、比較的緩やかに、基本的なところでまとめられたのはよくわかります。

今回、私たちは、3原則の一つである協働のまちづくり条例を検討するわけですが、これも地域によってかなり違います。私の住んでいる地域は、県民交流広場事業で、すでに小学校の方にコミュニティ推進協議会も立ち上がっていますし、先日、その1周年事業も終わり、地域の中ではまとまってきたのではないかと思います。

ただ、その中にも50以上の団体があり、それぞれの思いがあります。私が行っている市民活動団体もいろいろな団体があって、それぞれの思いがありますので、その人たちに一々意見を聞いていたらいくら時間があっても足りないし、まとまらないと思います。したがって、そういうところでは、独断的になるかもしれませんが、自分の経験を活かしながら意見を反映できればと思います。明石市市民として共通する部分を見極めて、あとは地域の特性を活かし、地域の中でいろいろな団体の方と話し合いながら、地域をどうするかということを決めていけば良いのではないかと考えています。これからの審議に期待しています。

(会長)：重要なご指摘をありがとうございました。特に、地域差の問題があり、共通の部分を見つけて、あとは地域に任せていくという考え方もあるのではないかとことです。

(委員)：実は、私も明石市自治基本条例検討委員会の一員でした。2年間あちらに行ったり、こちらに行ったりしながら協議してきました。特に、協働のまちづくりに関しては個人的にも一番悩みましたし、協働のまちづくりの推進組織も、本当に校区間の格差が開いています。その中で、やはり協働のまちづくりの拠点としては、地域コミュニティの小学校区コミュニティ・センターしかないと思います。これはこれで良いのですが、本日から始まる協働のまちづくり推進条例検討委員会では、いろいろな意見が出ると思いますし、地域格差もありますので、どのようにまとめていくのかを楽しみにしてきました。よろしくお願いいたします。

(委員)：基本条例の逐条解説のP5にまちについて書かれていますが、「暮らしていて良かったと思える安全で安心して暮らせる豊かなまち」「人をいたわり、互いの尊厳や人権を大切にして、自然を慈しむ優しさにあふれたまち」「コミュニティづくりにも力を注いできた」「こうしたまちづくりの取り組みをさらに進化させ」という表現があり、協働のまちづくりの対象は生活全域にわたっているように思われます。対象が広範囲にわたると、議論が大変になりますが、事務局は協働のまちづくりの対象を生活全域にわたって考えているのか、それとももう少しターゲットを絞って考えているのでしょうか。生活全域になりますと、現在のコミュニティ・センターの状況では物理的にかなり難しいところがありますので、環境整備、条件整備をしなければ困難な面が出てくるのではないかと思います。

(会長)：協働のまちづくりを考える上で、どこまでを範囲とするかというご質問ですが、事務局の方で想定されている範囲があれば教えていただきたいと思います。なければ、この委員会



の中で考えるという話になりますが、どうでしょうか。

(事務局)：生活全域と言えばそうかもしれませんが、例えば、災害の時によく言われる「自助・共助・公助」という役割分担があります。それで、協働のまちづくりで考えるのは、「公助」の部分は除かれますし、「自助」の部分は多少触れる場合もあるかと思いますが、基本的には個人の領域だと思しますので、「自助」と「公助」の間の「共助」の部分を誰がどのように担うかという部分を、この委員会で検討していただいて、それを条例化する、あるいは、それが回るような仕組みを作りたいと考えています。

(会長)：どこまで考えるかは、いろいろと議論があると思います。例えば、先程、言われたような教育の問題のように、地域との関わりがある問題も出てくるかもしれません。その時は事務局に、教育委員会の方に来ていただく必要があるかもしれませんが、そういう問題も含めて、何を議論するかということも考えていくことができれば良いと思います。事務局としては、「公助・自助」以外の部分で「共助」を取り上げてほしいということですので、これは幅広い分野になりますが、それについて、またご議論をお願いしたいと思います。

(委員)：私は、自治基本条例検討委員会には参加していませんでしたが、市民参画条例づくりの方から参加しています。数ヶ月のスピーディな作りでしたが、それなりに言いたいことは言って、きちんと仕組みは作れたのではないかと感じています。

私が意外だったのは、自治基本条例を作り、市民参画条例を作って、今度の協働のまちづくりで3部作になりますが、インターネットで公開されている市民参画条例について、他市の方が見られていろいろと意見が寄せているということです。住民投票についての意見や、今多いのが国籍の問題で、他市の方から「国籍のことは明確にした方が良い」等、いろいろな意見がインターネットに書き込まれています。つまり、思いの外、明石市は他市から注目されているということです。これは意外でした。

そう思って、他市の条例もチェックしたのですが、他市の条例は意外と大まかに作られています。明石市はそれほど大まかではなく、さらに、協働はもっと大変な作業が待っていますので、時間をかけてきちんとした方が良いと思います。

私は市民活動をしてきたので、市民活動の立場として懸念するのが、市民参画や市民が主役等、「市民」「市民」と言われて、市民が踊ってしまい、例えば、委託問題にしてもNPO法人や任意団体が手を挙げて利権絡みになる等の問題が起きないかということです。委託金額が大きくなるほどチェックする機関が必要になりますし、全体的に市民が参画した時点では、地域のコーディネータの方や部署がこれから必要になると思います。それは行政だけでは無理ですが、指定管理等になると企業も入ってきますので、どのような視線で査定するか等の問題も含めて、協働は非常に難しい段階が次に待っていると思います。したがって、コーディネータ等が是非とも必要になりますので、私は人材育成やそういう部分で私なりに頑張りたいと思っています。

(会長)：貴重なご意見をいただきました。他市が注目しているというのは面白いと思います。もう一つ、ご指摘のように、NPO等が既得権を持つてしまうのはどうかというところはあり

ます。例えば、かつて自治会、町内会から、コミュニティということでまちづくり協議会を作りましたが、最初は新鮮で良かったものも段々と固定化してしまいました。したがって、どのような仕組みがダイナミックに動くかということを考えなければならないのはよくわかります。

それから、人材育成の問題は議論の対象になるかもしれませんが、その時にまたご意見をお願いしたいと思います。

(委員)：芦屋市の参画と協働の条例を作りましたが、その時の市民の定義に「芦屋市内で活動する市民団体及び個人」と明記しましたので、住んでいる人、働いている人、学ぶ人に加えて活動する人がはっきりと入っています。先程、拝見したところ、広い意味ではそういう人も入ると書かれていましたが、協働のまちづくり推進条例の中ではもっと活動する人に重きを置いていただきたいと思いました。

それから、住民投票は、協働のまちづくりに合わないということで、芦屋市では住民投票を入れていません。つまり、「過半数かどうか」「白か黒か」というのは協働のスタンスに似合わないので入れていないというのが、芦屋市の参画条例の特徴かと思います。

活発な地域や上手くいっている地域、あるいは硬直して協働が進まない地域など、地域の格差があると思います。その原因はいろいろあると思いますし、土地柄などもあると思いますが、やはり協働するキーマンがいるか、いないかが大きいと思います。どの地域にも、人は必ずおられます。ただ、わからないだけです。ですから、それを掘り起こす仕掛けと、もし、もう少しということであれば育てるシステムが必要ではないかと思います。

それで、ソフトを充実させない限り、協働は上手くいかないと思いますので、箱も大事ですし、柱も大事ですが、中で動く人が動きやすいような仕組みづくり、あるいは、人を育てるような仕組みも大事だと思います。今、芦屋でもコーディネータを育てることを考えていますが、今ある地域コーディネータではなくて、もう少し参画と協働のコーディネータが考えられないかと芦屋の市民活動センターとしても考えています。

(副会長)：お話を伺って、感じたことを幾つかお話ししたいと思います。

一つは、地域格差の問題で、プラスの側面を持っているところと、担い手がいなくて苦しい面を持っているところと明暗両面あると思いますが、これは実態を把握することが重要だと思いますので、例えば、県民交流広場の事業の様子やコミュニティ・センターの活動の様子等について教えていただく、あるいは、我々から出向いて行く等、何らかの形で現状把握をして評価し、何がキーになっているかを探っていくようにしなければならないと思います。

また、今回は小学校区単位に範囲を決めて、協働のまちづくりを活発化させるという方向性で議論していくことが決まっていると思いますが、その際に、今の地域格差の問題とも関係して、基本はその範囲内にいる人たちが支えることを大前提としながらも、そこだけでものを考えてはものが見えなくなったり、知恵が枯渇したり、壁に突き当たったりするというのが、よく協働の中で起こる問題だと思います。したがって、例えば、人材育成の話もそうですが、他地域との交流等、知恵を外から導入するという目線を導入するとか、そのような人材や情報の共有の仕方、ネットワークの促進の仕方を、人材育成と合

わせて考えなければならないのではないかと感じました。

それから、今の話に繋がりますが、これからはマルチステークホルダーという様々な利害関係者たちが寄り合って物事を解決していくのが、世界的にも、国内でも地域でも、メインストリームになっていくと思います。そのためには、個人個人に自律心や表現力、コミュニケーション能力、現状を把握する力等、いろいろな能力が求められるようになりますので、これをどのように育てていくかということも重要な課題になります。長い目で見ると、それが地域の中での教育のあり方や学校教育のあり方等、そういうところにも繋がっていくと、話を伺いながら感じたところです。

(会長)：どうも、ありがとうございました。実は、本日は事務局の説明を中心に、委員の皆様の共通理解を得ることが目的でしたが、皆様のご意見を伺って、ここで議論しなければならぬ課題が少し見えてきたような気がします。例えば、拠点や場所の問題、若干お金の問題も出ました。それから、人の問題、ネットワークの問題等の議論が出ました。恐らくこの辺りが、我々が検討しなければならない点だということが明らかになったのは非常に有難いと思います。

## **6. 今後のスケジュールについて**

(会長)：最後の事項ですが、スケジュールについて事務局より説明をお願いします。

(事務局)：「明石市協働のまちづくり推進条例スケジュール」の資料をご覧ください。冒頭の市長あいさつでも、この検討委員会の期限は委員の皆様に委ねるという話がありましたが、我々は、今回の協働のまちづくり推進条例は、中身は当然ながら、中身を決めるプロセスも大事ではないかと考えていますので、期限を決めて、それまでに絶対に作りたいということはありません。しかし、いつまでもという議論が進まないのではないかと懸念もありますので、事務局としては、2年くらいを目途として、その間に市民の方々と意見交換等を取り入れながら、検討委員会の中でもそれを反映させた議論を進めていただければと考えています。これは事務局の一つの案ですので、最終的には検討委員会の中で決めていただければと思っています。

また、第2回の検討委員会は、今は年度末で、3月、4月は皆様も何かと慌ただしい時期かと思しますので、できれば5月の連休明けの中旬頃に開催していただくと有難いと考えています。よろしく願いいたします。

(会長)：資料のスケジュールで重視していただきたいのは、例えば、中間まとめの前にある地域との意見交換会です。先程、副会長からも地域の現状を知らなければならないというご意見がありましたが、そういうこともあって、地域との意見交換等も入れていきます。その後、ある程度の方向性が出た後に、さらにこれを練り上げていく上で、また地域と意見交換を行うという、このような形で進めていきたいと思っています。ただ、28校区ありますので、毎週行っても半年かかってしまいますので、どうしても時間がかかるということで、この

くらいの期間を考えています。もう少し合理的な方法があると良いと思いますが、それについてはご意見をいただきながら考えたいと思います。いずれにしても、2年近く、皆様とお付き合いさせていただきたいと思っています。

(委員)：アバウトで良いのですが、中間まとめやパブリックコメントは目安としてどのくらいの時期を考えているのでしょうか。

(事務局)：はっきりとした時期まではわかりませんが、地域の意見交換会を行うだけでも、毎日行っても1ヶ月くらいかかりますし、それまでに検討会も1回、2回では中間まとめに至るまでにはまとまらないと思いますので、最低1年くらいはかかるのではないかと思います。会の進み具合にもよるとは思います。半年くらいでは難しいと思うので、1年くらいはかかると思っています。

(会長)：平成24年3月頃が中間まとめで、4月、5月頃にフォーラムを開催して皆様にお披露目しながら、パブリックコメントを受けて、7月、8月頃から地域との意見交換を行って、最終的にまとめていくという流れになるのではないかと思います。

(委員)：私自身も連合自治会の28小学校区がどうなっているかを掴み切っていません。例えば、県民交流広場事業は我々のところは今年で終わりますが、地域によっては、始められたばかりのところもあり、それぞれですので、全体をまとめたものを事務局の方で作っていただきたいと思います。例えば、コミュニティ・センターが小学校の中にあるもの、外にあるもの、県民交流広場事業が学校の中にあるもの、外にあるもの、そのようにいろいろな形で進められていますので、現状がどうなっているのかという小学校区の資料を、次回までに用意していただけますよう、お願いします。できるなら、早目に送っていただくと助かります。

(会長)：私も同意見です。表にするとか、特に、私も副会長も明石市のことでまだわからないことがありますので、地図に描いていただくと助かります。

(事務局)：わかりました。できるだけ早く、小学校区の現状、まちづくりの現状、組織的なものも含めて、わかりやすい形にまとめたいと思います。

(委員)：第2回の日程はまだ決めないのでしょうか。

(事務局)：会長と相談させていただきます。

(会長)：実は私の都合で、大学の授業の時間が変動して決まっていなかったために日程を決められない状態です。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

(委員)：仮称は付いたままなのでしょうか。

(会長)：恐らく、この委員会で名称を決めない限り、仮称のままだと思いますので、しばらくはそのままだろうと思います。あくまでもこれは事務局の提案ですので、委員の皆様の中から、例えば、まちづくりだけでなく、もっと広い範囲でまちづくりを考えるような意見が出てくると、協働推進条例という議論になるかもしれません。  
他にご意見がないようでしたら、事務局にお返しいたします。

(事務局)：ありがとうございました。それでは、最後になりましたが、コミュニティ推進部部长よりご挨拶させていただきます。

(コミュニティ推進部長)

：本日は別の審議会の方に出席しておりましたため、遅れて参りました。申し訳ございませんでした。

会長はじめ、委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、第1回の検討委員会にご出席いただき、ありがとうございました。

先程、皆様からご意見をいただきましたが、そうした意見の一つひとつからいろいろな課題が浮き彫りになり、その課題に対してどう対応していくかによって、また協働のまちづくりが進んでいくのではないかと考えているところです。

この検討委員会は、市議会も市民の皆様も、協働のまちづくり推進条例について高い関心を示している中で素案を作るという、大きな役割を担うものですので、皆様方には何かとご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、先程もありましたように、県民交流広場や小学校区コミュニティ・センターも広さも間取りも一つひとつ違いますので、現状把握は本当に重要です。県民交流広場事業についても校区によって方法がかなり違ってきます。そうしたものを一つひとつまとめることで、我々も勉強になりますので、それ以外にも必要な資料がありましたら、事務局の方にご連絡いただければ、作成させていただきたいと思ひます。

本日は第1回目ということで、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。